平成２１年（フ）第２７９６号
名古屋市守山区森孝１丁目107番地第一香流荘３棟1003号
債務者　菊池　智美
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２９６２号
愛知県春日井市町屋町3810番地
債務者　尾方　延治
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０１６号
愛知県瀬戸市水南町49番地　エミナンスフジエ103
債務者　石塚　征男
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０１７号
愛知県瀬戸市水南町49番地　エミナンスフジエ103
債務者　石塚美代子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０３０号
名古屋市千種区今池１丁目６番２号　クレストAMANO　３Ｂ
債務者　東垂水理恵
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０３１号
名古屋市北区水草町２丁目60番地の２　水草団地７棟1007号
債務者　伊藤　一哉
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０４４号
名古屋市緑区浦里４丁目227番地　県営鳴海住宅０街区２棟107号
債務者　髙木　　稔
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１１４号
愛知県半田市有楽町５丁目216番地の３　苺マンション505号
債務者　渡邉　芙美
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２２３号
愛知県尾張旭市井田町４丁目106番地　ドミールオーク102号
債務者　東地麻直江
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０７８号
大阪府豊中市曽根東町１丁目11番46―409号
債務者　大原　謙司（旧姓青野）
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５８２５号
大阪市生野区巽西４丁目６番12号、住民票上の住所大阪市東成区大今里南３丁目13番３号
債務者　渡邉麻起子（旧名薫）
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５９３０号
大阪府吹田市千里山高塚31番２号
債務者　髙妻　**邦**広
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７００１号
大阪市西淀川区野里１丁目30番15号
債務者　湯川　敦子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７７５８号
大阪市平野区背戸口５丁目６番20号　フレンズビル505
債務者　星野　亜矢
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７８４０号
大阪府八尾市竹渕東３丁目81番地の６
債務者　畦地　一彦
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７９６２号
大阪府八尾市萱振町７丁目83番地
債務者　信川こと　康　　相逸
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８０５９号
大阪市東淀川区井高野３丁目11番23―1106号
債務者　渡邊　　彩（旧姓竹中）
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部